|  |
| --- |
| **調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の為の業務手順書の一例** |
| （１） | 医薬品譲受時は納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷をうけていないことを確認する。 |
| （２） | 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐ為、返品の際には未開封であることを確認する。万が一、開封返品があった場合は開封した者の氏名等を確認する。（一般用医薬品、医療用医薬品共に） |
| （３） | **貯蔵設備**は他の区域から明確に区別し、立ち入ることができる者は従業員のみとする。外部者が立ち入る場合は従業員が立ち会い記録簿に記名する（※貯蔵設備がある場合記載） |
| （４） | 医薬品の譲渡時は、すべての品目について①医薬品名、②ロット番号、③使用期限、④数量、⑤販売若しくは譲渡した購入年月日、⑥譲渡者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、連絡先等を記載した文書（例えば納品書）を同封する。常時取引関係にある場合を除き、譲受者の許可証の写しを確認する。 |
| （５） | 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合（調剤の場合を除く）には医薬品の容器等に当該分割販売を行う者の氏名又は名称、並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地を記載する。 |
| （６） | 患者等に対して販売包装単位で調剤を行う場合、調剤された薬剤が再度流通することがないよう、箱や包装に調剤済と記載する（印鑑を押す等）。 |
| （７） | 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の手順は、仕入先の経緯を行い、販売、輸送の中断、隔離を行い、早急に保健所へ連絡する。 |
| （８） | 偽造医薬品の流通防止に向けた医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検は以下の通りとする。ある種の医薬品の流通が急増する、取引価格が極端に安価であるなど、通常の取引と異なる状況が確認された場合は原因究明を早急に行う。 |
| （９） | 購入者の適切性の確認や返品された医薬品の取り扱いに係る最終的な判断は管理薬剤師（開設者）が適切に行う。 |